

社会福祉法人寿永会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 養護老人ホームの経営
 - (ハ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 障害者福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人寿永会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県由布市庄内町柿原1569番地1に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 この法人に、常務理事を置き、理事の中から理事長が指名する。
 - 5 常務理事は理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の常務を処理する。
 - 6 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として存在する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は、理事総数3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び由布市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)大分県由布市庄内町柿原字折戸160番地2に所在する土地

地目) 宅地 327.44㎡

(2)大分県由布市庄内町柿原字折戸1601番地4に所在する土地

地目) 雑種地 184㎡

(3)大分県由布市庄内町柿原字折戸1602番地に所在する土地

地目) 宅地 4,365㎡

(4)大分県由布市庄内町柿原字折戸1569番地1に所在する建物

特別養護老人ホーム慶寿苑

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板葺2階建

1階 1042.03㎡ 2階 768.12㎡

附属建物 鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 627.36㎡

(5)大分県由布市庄内町大龍字ウソノ尾2707番地5に所在する建物

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建

1階 1076.58㎡ 2階 733.53㎡

(6)大分県由布市庄内町柿原字折戸1602番地に所在する建物

養護老人ホーム寿楽苑

鉄骨造合金メッキ鋼板葺・陸屋根2階建

1階 2007.92㎡ 2階 1126.29㎡

(7)大分県由布市庄内町高岡字三群2379番地19に所在する建物

障害者支援施設小松寮

養護所 鉄筋コンクリート造鋼板葺2階建

1階 1119.55㎡ 2階 765.15㎡

寄宿舎 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根・陸屋根平屋建

900.96㎡

寄宿舎・
集会所 鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平屋建

733.90㎡

(基本財産の処分)

第14条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、由布市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、由布市長の承認は必要としない。

(1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸与が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第15条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第16条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第4章 公益を目的とする事業

(種 別)

第22条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第23条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第5章 解散及び合併

(解 散)

第24条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第25条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第26条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、由布市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第27条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、由布市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を由布市長に届け出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第28条 この法人の公告は、社会福祉法人寿永会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載およびインターネット上に公開して行う。

(施行細則)

第29条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	佐藤慎二郎
理事	佐藤博計
理事	江藤清志
理事	鷲野正美
理事	安西英子

理事	佐藤慎一
理事	小野明生
監事	末松幹夫
監事	工藤誠一

平成18年12月 7日	法人の設立認可	(指令高齢福第1719号)
平成19年 8月 9日	定款変更の届出 (第4条事務所の所在地変更)	(高齢福第2765号)
平成21年 3月18日	定款の変更認可 (第1条養護老人ホーム事業の開始)	(指令高齢福第3742号)
平成21年 6月18日	定款変更の届出 (第13条寿楽苑資産の増資)	(高齢福第870号)
平成22年 4月26日	定款の変更認可 (第22条居宅介護支援事業の開始)	(指令高齢福第176号)
平成23年 4月21日	定款の変更認可 (第5条役員常務理事の設置)	(指令高齢福第8号)
平成25年 1月16日	定款の変更認可 (第11条他 権限移譲、知事から市長へ)	(指令高齢福第141号)
平成27年 1月 9日	定款の変更届 (第13条 基本財産の増)	
平成 28年 3月31日	定款の変更届 (第1条 目的、事業の追加)	(指令高齢由福対第413002号)
平成 28年 9月21日	定款の変更届 (第13条 基本財産の変更)	



社会福祉法人寿永会定款細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人寿永会(以下「法人」という)定款第9条の規定により、法人の管理運営及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の決定と職務権限)

第2条 定款第9条第1項の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。

2 理事長及び施設長の職務権限については、別表2のとおりとする。

ただし、理事長及び施設長が決定したもののうち、その内容が重要であると認められる事項については、次の理事会に報告しなければならない。

(理事の意思表示)

第3条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第9条第6項の規定による意思の表示を別紙様式により行うものとする。

(職務の代理)

第4条 定款第10条第1項の規定による理事長に事故あるときは、別に規定がある場合を除き、理事長が予め指名した理事が順次理事長の職務を代理は、別表3の通りとする。職務代理者の指名は役員改選の都度、理事長が理事会において報告する。

(理事会の召集)

第5条 理事長は、理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(開会及び閉会)

第6条 理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第7条 理事会における表決の方法は、挙手による。

2 議長は、理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議事録等)

第8条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 定足数に関する規定
- (5) 議事録署名人(2名の選出)
- (6) 議案
- (7) 議案に関する発言の内容
- (8) 議案に関する審議の結果
- (9) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
- (10) その他必要と認めた事項

2 作成した議事録は、理事長が常に見覧できるよう保管するものとする。

(理事会等への参加)

第9条 監事は、理事会に出席した場合において、議決に加わることはできない。

(事業計画及び予算執行の特例)

第10条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は、前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。

ただし、この場合は、次の理事会においてその状況を報告しなければならない。

(改廃)

第11条 この細則を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この細則は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日改正 (第 2 条第 3 項・第 4 条第 1・2 項)

別表1 (第2条関係)

理事会の法人業務決定事項

定款第9条の規定による業務決定事項の内容	
1)	予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
2)	予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
3)	定款の変更
4)	合併
5)	解散及び解散した場合の残余財産の帰属者選定
6)	社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集事項
7)	定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規程等の制定及び変更
8)	理事長の互選
9)	施設長の任免その他重要な人事
10)	金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約
11)	役員報酬に関する事項
12)	理事長個人と利益相反する行為となる事項、及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
13)	その他、法人の業務に関する重要事項

別表2 (第3条関係)

事案決裁事項

「一般・人事に関する事案」

事案	役職名	理事長	施設長
1 法人業務の基本に関すること。		○	
2 理事会の招集及び議案の提出に関すること		○	
3 規程・規則等の制定・改廃の調整に関すること		○	
4 予算の編成及び決算の調整に関すること		○	
5 事業及び予算の執行		○	○
6 予算の流用・予備費の支出		○	
7 公示・公告に関すること		○	
8 寄付の募集及びその受領に関すること		○	
9 訴訟に関すること		○	
10 債権の免除・効力の変更に関すること		○	
11 法人の組織及び権限に関すること		○	
12 職員の任免に関すること (施設長を除く)		○	
13 職員の配置に関すること			○
14 職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること		○	○
15 時間外勤務命令及び旅行命令に関すること			○
16 職員給与に関すること		○	○

別表2 (第3条関係)

事案決裁事項

「一般・人事に関する事案」

事案	役職名	理事長	施設長
17 休職、復職、退職、育児、介護休業に関する事		○	○
18 職員の表彰、制裁、解雇に関する事		○	○
19 職員の人事記録及び身分証明書に関する事			○
20 職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関する事			○
21 職員健康診断の実施に関する事			○
22 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事			○
23 職員の研修に関する事			○
24 被服貸与等に関する事			○
25 利用者の日常の処遇に関する事			○
26 利用者の預かり金管理に関する事			○
27 施設設備の保守管理・物品の修理等に関する事			○
28 薬品の処分にに関する事			○
29 自動車の運行管理に関する事			○
30 官公庁に対する許認可申請及び届け出に関する事		○	○
31 諸証明に関する事		○	○
32 金融機関を指定する事		○	

「法人収入に関する事案」

事案	役職名	理事長	施設長
1 介護保険・措置費等の収入に関する事		○	
2 過誤納金の充当又は還付に関する事		○	
3 繰越金及び繰入金に関する事		○	
4 受贈の承認・寄付金に関する事		○	
5 その他の収入に関する事			○

「法人支出に関する事案」

事案	役職名	理事長	施設長
1 固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事		二百五十万円未満	
2 請負契約又は委託契約に関する事		二百五十万円未満	
3 報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関する事			○
4 分担金、負担金等に関する事		○	○
5 予算外の緊急を要する物品の購入等		○	

注 1 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注 2 法人収入及び支出に関する事案の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。

別表3 (第4条関係)

定款第10条第1項に規定する理事長があらかじめ指名する理事

順 位	職務代理者
第1順位	理事 佐藤 博計
第2順位	理事 衛藤 清志

